

令和 6 年度  
経済産業省  
障害者を対象とする選考採用試験(係長級)  
受 験 案 内

**1. 職務内容**

◇経済産業省所管行政に関する事務の実施等の業務を担当する係長相当職員として採用します。採用後の業務としては、例えば、経理・会計・共済業務、調査・審査・統計業務、情報システム業務等（高度の知識又は経験を必要とする業務）が考えられます。

**2. 応募資格**

◇1964（昭和39）年4月2日から2006（平成18）年4月1日までに生まれた者。

◇学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は6年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は9年以上、高等学校を卒業した者は11年以上）を有する者。

※当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等を御提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので御注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

◇以下のいずれかに該当する者。

○身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている者

※都道府県知事の定める医師（以下、「指定医」という。）若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書も可能です。ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限りします。

○都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳（地方公共団体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）の交付を受けている者又は知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターをいう。）により知的障害者であると判定された者

○精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律第45条）の交付を受けている者

※交付申請中の方は、2次試験日までに交付を受けている必要があります。

※ 次のいずれかに該当する方は応募できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 3. 給与・手当

- ◇給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。
- ◇手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、単身赴任手当等があります。
- ◇給与例（目安）：月給 279,520 円（大学卒業後、正規社員として民間企業に6年勤務した経験を有する場合）

### 4. 勤務場所・勤務時間・休暇など

- ◇勤務場所は経済産業省（住所：東京都千代田区霞が関1-3-1）です。
- ◇勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
- ◇休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。
- ◇また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

### 5. 採用予定数

若干名

### 6. 採用予定時期

原則、令和7年4月1日以降（具体的な時期は個別に調整）

### 7. 選考日程

|           |                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間      | 10月11日（金曜日）～11月11日（月曜日）午前11時59分（受信有効）                                      |
| 第1次選考合格発表 | 11月27日（水曜日）（予定）<br>※エントリーされた方全員に、結果をメールで通知します。                             |
| 第2次選考     | 12月11日（水曜日）～12月13日（金曜日）で指定する日<br>※日程調整は電子メールにて行います。<br>※障害者手帳の写しを持参いただきます。 |
| 内々定       | 1月15日（水曜日）（予定）                                                             |

### 8. 選考方法

#### (1) 選考内容

| 選考  | 内容                                                                  |
|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 第1次 | ・書類選考（経歴評定）<br>・論文試験（職務経験等に関する論文により、政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験） |
| 第2次 | ・面接試験（人柄、対人能力等についての試験）                                              |

#### (2) 試験地

第2次選考は経済産業省本省（住所：東京都千代田区霞が関1-3-1）で実施します。

## 9. 受験上の配慮

聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。その他受験の際に何らかの配慮を希望される方は、応募時に申請してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

## 10. 応募方法

◇下記必要書類を応募フォームから送付してください。

### 【必要書類】

- ①履歴書及び職務経歴書（別紙様式1）
- ②小論文（別紙様式3）

【受付期間】10月11日（金曜日）～11月11日（月曜日）午前11時59分（受信有効）

### 【応募フォーム】

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/honsyo02/skt2024>

## 11. 問い合わせ先

大臣官房秘書課 担当：黒川、石橋

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1511（内線：2071）

E-MAIL：bzl-meti-senko-sk@meti.go.jp

※問い合わせはメールにて承ります（回答には3営業日ほどかかります）。

（締切当日など、締切間際のお問合せに関しましては、応募締切までにお答えできない可能性がございます。あらかじめご了承ください。）